

令和7年度事業計画

I 基本方針

我が国の景気は、緩やかに回復している一方で、原材料コストの上昇や、米国ランプ政権の関税措置など、不透明感がみられ、松山港を取り巻く状況は、港湾間の貨物誘致競争と相まって、引き続き厳しいものと予想されます。

当協議会としては、岸壁の延伸やトランスファークレーンの更新といった一連の整備が令和7年度に完了することも見据えながら、松山港への貨物集荷促進、定期航路の維持・拡大に重点を置き、積極的な活動を展開してまいります。

このため、松山港を利用いただく荷主及び松山港へ国際定期貨物を就航している船社に対する「松山港利用促進インセンティブ事業（荷主向け・船社向け）」の内容を充実させるとともに、航路誘致・集荷マネージャーと連携し、県内外の荷主企業に対するポートセールス活動や各種イベントでの松山港 PR を行い、新たな荷主の開拓や集荷を促進します。

その他、松山港に関する情報発信や広報活動、緊急時体制の構築、協議会の実務担当者レベルの会議の開催など、官民一体となった協議会組織の強みを生かし、松山港の利用促進に総合的に取り組みます。

(1) 定期貨物航路の維持・拡充の強化

松山港への貨物の集荷促進に重点を置いた荷主向け、船社向けのインセンティブ補助事業を一部拡充し、補助額を充実させるとともに、航路誘致・集荷促進に豊富な知識経験を有する航路誘致・集荷マネージャーを引き続き設置し、松山港利用を働きかけるポートセール及びポートセミナーを行います。

また、長引く燃料価格高止まりへの対応として、松山港での港湾荷役のために使用した燃料費の一部に対して支援を行います。

更に、松山港の更なる利便性向上を図るため、コンテナヤード内の屋外危険物蔵置の可能性について、関係機関等との協議を進めます。

(2) 松山港に関する情報発信と広報活動

松山港の概要や就航する定期航路などの情報を全国及び県内に紹介するため、PR用パンフレットを作成・配布するとともに、ホームページの管理運営等を行います。

(3) 要望活動

必要に応じて、松山港の利便性向上を図るための整備促進に関する国土交通省等への要望活動を行います。

(4) 緊急時における適切な対応体制の維持

松山港の安定的な運営を図るため、港湾管理者等関係者が連携・協力して、ガントリークレーンなど主要設備の故障防止や迅速な点検・修理等の体制を整えるとともに、緊急時において関係者が適切に対応できる体制を維持します。

(5) 会員連携の強化

協議会活動への会員の参画と意見の反映を図り、適切で効果的な事業を展開するため、実務者レベルの協議・運営機関として、関係会員・事務局で構成するワーキングチーム会議を開催します。

II 個別事業計画

1 新規航路誘致・貨物集荷促進事業

(1) 「松山港利用促進インセンティブ事業（荷主向け）」の実施（一部拡充）

①事業概要

松山港に就航する国際定期貨物航路（松山港と神戸港を結ぶ国内航路を含む）を利用する荷主に対して、松山港におけるコンテナ貨物量の前年度比増加量に応じて、一定額を補助する。

②補助対象となる国際定期貨物航路

国際定期貨物航路 (R7. 4. 1 時点)	韓国航路
	台湾～韓国航路
	台湾～香港航路（国際フィーダー）
	神戸航路（国際フィーダー）

③補助の内容（令和6年度からの変更箇所は下線）

	令和6年度		令和7年度
貨物	<u>コンテナ/小口混載</u>		<u>コンテナ</u>
補助対象者	松山港発着の国際定期貨物航路便を利用する荷主		松山港発着の国際定期貨物航路便を利用する荷主
補助対象	松山港利用輸出/輸入貨物量の前年度比増加量		松山港利用輸出/輸入貨物量の前年度比増加量
補助額	【コンテナ】 増加 1TEU につき 輸出 15,000 円 輸入 10,000 円 ・新規加算 <u>10,000 円/TEU</u> ・リーファー加算 20,000/TEU	【小口混載】 <u>増加 1 m³(t) につき</u> <u>2,000 円</u>	増加 1TEU につき 輸出 15,000 円 輸入 10,000 円 ・新規加算 <u>15,000 円/TEU</u> ・リーファー加算 20,000/TEU
補助上限	<u>一荷主あたり 30TEU</u> (リーファー加算 5TEU)	<u>一荷主あたり 50 m³(t)</u>	<u>一荷主あたり 50TEU</u> (リーファー加算 10TEU)

※輸出貨物又は輸入貨物のどちらかで申請（合算・併用不可）

④補助対象期間：令和7年3月1日～令和8年2月28日

(2)「松山港利用促進インセンティブ事業（船社向け）」の実施（一部拡充）

①事業概要

松山港発着の国際定期貨物航路(松山港と神戸港を結ぶ国内航路を含む)を運航する船社に対して、実入りコンテナ貨物取扱量が前年と比較して増加した場合、一定額を補助する。

②補助対象となる国際定期貨物航路

国際定期貨物航路 (R7.4.1時点)	韓国航路
	台湾～韓国航路
	台湾～香港航路（国際フィーダー）
	神戸航路（国際フィーダー）

③補助の内容（令和6年度からの変更箇所は下線）

	令和6年度	令和7年度
補 助 対 象	松山港発着の国際定期貨物航路便を運航する船社	松山港発着の国際定期貨物航路便を運航する船社
補助額	・ ベースカーゴ補助： <u>前年実入り取扱量と同規模であれば一律 100,000 円</u> ・ 集荷促進補助： 増加 100TEU につき 25,000 円	・ ベースカーゴ補助： <u>前年実入り取扱量と同規模であれば一律 250,000 円</u> ・ 集荷促進補助： 増加 100TEU につき 25,000 円

④補助対象期間：令和7年1月1日～令和7年12月31日

(3) 航路誘致を担当する航路誘致・集荷マネージャーの設置

目 的：航路誘致や集荷に関する知識経験を有する者が、協議会の業務として誘致活動や集荷促進に携わることにより、効果的な航路誘致を図る。

役 割：協議会からの依頼に基づき、その業務として、船会社等に対する航路開設の働き掛けや荷主に対する集荷活動等を行う。

委 嘱：航路誘致や集荷に関する知識経験を有すると認められる者若干名を会長が委嘱する（無報酬）。また、ポートセールス活動を拡大するため航路誘致・集荷マネージャー補助を若干名委嘱する。

2 松山港港湾運送事業者支援事業

①事業概要

長引く燃料価格の高騰が続く中、松山港の国際コンテナ貨物航路を維持するため、港湾運送事業者が港湾荷役のために使用した燃料費の一部に対して補助を実施する。

②補助の内容

補助対象者	松山港内において港湾運送事業法に基づく事業を営み、愛媛県内に事務所又は事業所を有する事業者
補助対象	松山港コンテナターミナルにおいて、港湾荷役のための機械に使用し、購入代金を支払った軽油
補 助 額	軽油の購入量（1 リットル）に補助単価（29.2 円）を乗じた額の2分の1以内
補助上限	1 事業者あたり 100 万円

③補助対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 国内ポートセールス推進事業

（1）県内ポートセールス

時 期：令和7年4月～令和8年3月

対象者：県内の荷主企業 30 社程度

（2）国内個別ポートセールス

①関東地方ポートセールス 20 社程度

②近畿地方ポートセールス 10 社程度

③九州地方ポートセールス 10 社程度

③その他地方ポートセールス 5 社程度

4 海外ポートセールス推進事業

時 期：必要に応じて実施

訪問地域：釜山、上海等、航路の維持・拡大や新たな利用先掘起しに必要な地域

5 松山港の整備促進に向けた要望活動

時 期：必要に応じて実施

要望先：国土交通省等関係機関

訪問者：延べ10名程度

6 松山港の広報事業

（1）松山港紹介用パンフレット制作、インセンティブチラシ等の配布

（2）松山港PRツールの作成（ノベルティ等）

（3）業界誌等への広告掲載

（4）松山港ホームページを活用した松山港の周知、利用呼びかけ

7 緊急時における適切な対応体制の維持

「緊急時対応体制の構築に向けての行動方針」に基づき、関係者が連携・協力して、ガントリークレーンなど主要設備の故障防止や迅速な点検・修理等の体制を整えるとともに、松山港港湾 BCP 協議会に参画し、緊急時において関係者が適切に対応できるよう港湾部局と連携し、体制を維持する。

8 事務局運営

(1) 理事会

日 時：令和7年6月4日（水） 10：30～10：50

場 所：アイテムえひめ 4階 第6会議室

(2) 総 会

日 時：令和7年6月4日（水） 11：00～11：30

場 所：アイテムえひめ 多目的ルームA

(3) ワーキングチーム会議

内 容：事業方針・実施方法等の検討

時期及び場所：随時（第1回は5月13日（火）に実施）

(4) その他

会計処理その他事務局運営に必要な業務